３　事業者の排出削減に向けた取組

国（経済産業省）では、化学物質の自主管理の改善に役立てていただくため、「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成 22 年 10 月）を作成しています。取組は大きく３つに分類されており、概要は以下のとおりです。

（1）　管理の体系化

事業者は、社内の管理体制を体系化し、適正な方針・計画のもと社員意識の向上とあわせて化学物質対策に取り組んでいます。

管理の体系化

方針・計画の策定目標の設定

〇化学物質管理方針
〇管理計画
〇作業要領
〇数値目標の設定

点検、見直しの実施

〇PDCA の実施
〇ヒヤリハット事例の点検と見直し
〇部署・事業所ごとの定期報告
〇社内監査の実施

社内の体制整備、社外の連携

〇化学物質管理に関する専門部署や専門委員会の設置
〇管理責任者の設置
〇他の事業者や分析機関との連携

教育、訓練の実施

〇勉強会
〇外部講師による講習会
〇危険予知トレーニング
〇資格取得支援
〇新入社員教育

（2）　使用量・排出量等の適正化

化学物質の使用量や排出量を抑制したり、廃棄物を有効利用することで化学物質による環境への負荷を削減しています。

排出量の抑制

密閉化、浸透防止、揮発防止、排ガス処理、排水処理、副生成物の抑制など

事例１

燃焼処理装置導入による排ガス量の削減
（輸送用機械器具製造業　従業員約 3,000 名）

〈取組〉

ゴムコーティングラインからの排ガスに蓄熱燃焼式脱臭処理装置を導入した。

〈効果〉

排出された化学物質（トルエン）の量が６割以上減少した。蓄熱燃料式脱臭装置の使用の際に発生する燃焼熱は蓄熱体に回収されるため、運転に使用する LPG（液化石油ガス）や電力の削減効果があり、省エネルギーにも貢献している。

事例２

敷地境界モニタリングでの自主管理濃度の設定（医療用機械器具・医療用品製造業　従業員約 1,000 名）

〈取組〉

排出する化学物質（エチレンオキシド）について、自主管理濃度として 4.3μg/㎥と設定し、その基準を下回るように取組を実施した。敷地境界における四季の濃度を２年間かけてモニタリングを行った。

〈効果〉

排出量が減少し、環境リスクの低減をモニタリングにより確認した。

廃棄物の抑制、回収・再利用

外部委託量の削減、燃料としての有効活用、再利用先の開拓

事例３

管理レベルの指針導入による総合管理

（化学工業　従業員約１,７００名）

<取組>

「化学物質管理レベルの指針」を策定し、使用禁止、使用削減、適正管理の３つのレベルで管理した。トルエン・キシレン等の溶剤はリサイクルを念頭に置いて分別・回収・再利用した。洗浄廃液は廃液濃縮装置で濃縮・分別し、燃料として使用した。

<効果>

ＶＯＣ*排出量の半減に成功。外部委託していた廃液処理費用が不要になった。

*トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物のこと

使用量の抑制

仕込み量の適正化、使用量の毎月チェック、飛散防止蓋の使用の徹底、塗料の使い切り運動の実施、洗浄回数の削減

事例４

排水プロジェクト体制の組織

（めっき業　従業員約２００名）

<取組>

めっき液の投入管理、水洗水の循環システム管理を行った。排水異常の原因を把握する仕組みを作り、情報は全社で共有した。

<効果>

排水濃度が低下し、排出量や薬品の使用量が減少した。

他物質への転換

高沸点溶剤への変更、ノントルエン化（トルエンを含まない溶剤等への変更）、可塑剤の変更、副生成物を生成しない代替技術の導入

（３）　情報の収集・活用

化学物質に関する情報を収集し、モニタリングやリスクアセスメント、情報公開を行っていくことで、より適確な化学物質管理が可能となります。

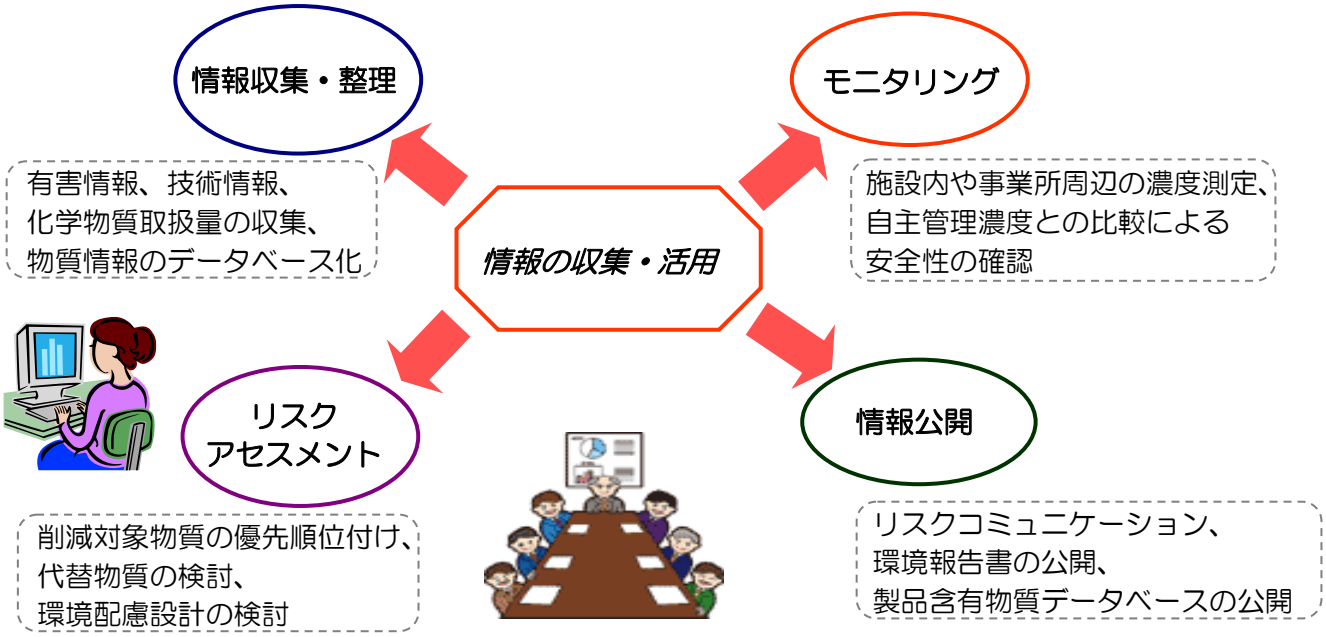

詳しい内容は、経済産業省のホームページに掲載されています。

■「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成 22 年 10 月）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

→ 最新情報 → これまでの情報一覧 → 2011（平成 23 年）